

令和 8 年度(2026 年度) 豊中市起業家創出事業補助金募集要領

1. 豊中市起業家創出事業補助金の目的

本補助金は、民間事業者・団体による起業家の創出やアントレプレナーシップの養成、起業家等の交流に寄与するイベントの開催に必要な費用等を一部補助することにより、市民のアントレプレナーシップの養成を図るとともに、創業機運の醸成を目的とするものです。

2. 制度概要

対象者	起業家創出・育成に寄与するイベントを開催する事業者及び団体
補助金の額	次のうちいずれか少ない額を上限とします。(1,000 円未満切り捨て) ①補助対象経費の合計額の 2 分の 1 ②15 万円
申込期間	令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 9 年 1 月 29 日 (金)
事業実施期間	交付決定日~令和 9 年 3 月 31 日 (水)
その他	・申込みは、1 事業者につき補助金額 (交付決定金額) が累計 15 万円に達するまで複数回お申込可能です。

- ※1 交付決定は、予算の範囲内で行います。
交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。
- ※2 実際に交付される補助金の額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します(精算払いとなります)。補助対象事業について国や地方公共団体等から補助金・助成金の交付を受ける場合は補助対象外となります。
- ※3 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。また、事業所が豊中市外に所在する場合は、所在する市区町村税を納付していることが確認できる書類を提出していただきます。
- ※4 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。
- ※5 本事業は、豊中市起業家創出事業補助金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則に基づき実施されます。虚偽の報告や補助金受領後の財産の処分など、補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令及び加算金が課されることがあります。

3. 対象経費

(1) 対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 使用目的が補助金実施計画を遂行するためのものであり、起業家の創出やアントレプレナーシップの養成、起業家等の交流が見込まれるものであること。

※対象事業の例

ビジネスプランコンテスト、起業家・起業希望者向けセミナー・交流会、創業塾等起業家の創出やアントレプレナーシップの養成、起業家等の交流が見込まれる事業

- ② 豊中市内の施設等を会場として開催されるイベントであること。
- ③ イベントの開催が広く一般に周知され、原則として特定の団体に所属していることを参加条件とするなど参加者に制限が設けられていないものであること。

※〇歳以下、特定業種、起業〇年以内など属性により開催テーマを設定し参加者が限定されることは可とします。

- ④ 開催するイベントについて、補助金活用事業として市ホームページにて公開することに同意するもの
- ⑤ 令和9年1月30日までに補助金申込を完了したのち、交付決定日以降に発生（発注）し、令和9年3月31日までに（事業実施期間中に）完了する対象事業に係る経費であること
- ⑥ 事業実施期間中に経費の支出（「発注」、「納品」、「請求」、「支払い」）がすべて完了し、支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること

※1 対象となる経費は、事業実施期間中に取り組んだものに限られます。

※2 事務局や配信拠点が豊中市内であっても、オンラインのみで開催するものは対象外です。

※3 代表者が同一である団体及び構成員の半数以上が同一である団体が重複して申込みをすることはできません。

※4 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費から除くものとします。

(2) 対象経費について

	補助対象経費	内容
1	謝金	セミナー・講演の講師、ビジネスプランコンテストの審査員等への謝礼金です。
2	会場機材借上料	イベント会場借上料（会場設営費用含む）、機材等借上料 ※会場借上料に飲食代金が含まれている場合、飲食代金は対象外となります。
3	印刷製本費	セミナー資料等の参加者配布資料等、補助事業実施に必要な印刷製本の経費です
4	広告宣伝費	広告用動画作成、ネット広告、チラシの作成、新聞折込等、補助事業実施に必要な広告宣伝の経費です。
5	その他市長が必要と認めた経費	—

※コンテストに係る賞金や交流会に係る飲食交際費などは、対象外です。

4. 申込方法

(1) 提出書類

提出書類	事業者	団体
① 豊中市起業家創出事業補助金交付申込書（様式第 1-1 号）	○	○
② 豊中市起業家創出事業補助金実施計画書（様式第 1-2 号）	○	○
③ 豊中市起業家創出事業補助金予算書（様式第 1-3 号）	○	○
④ 豊中市起業家創出事業補助金申立書（様式第 1-4 号）	○	○
⑤消費税等仕入控除税額確認書（様式第 1-5 号）	○	○
⑥ 【法人の場合】履歴事項全部証明書（※発行から 3 か月以内のもの） 【個人の場合】直近の確定申告書の写しもしくは開業届の写し	○	
⑦「豊中市税に未納のない証明書」 ※1 市役所第一庁舎 2 階 税総合窓口（211 番窓口）、新千里出張所 5 番窓口、庄内出張所 2 番窓口のいずれかに来庁して取得してください。（市民税課への郵送請求も可能です。） 「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではごさいませないので、ご注意ください。 「豊中市税に未納のない証明書」の請求方法等につきましては、以下のリンク先を参照してください。 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html	○	○ （代表者のもの）
⑧定款又は会則その他これらに類するもの		○
⑨団体の活動概要が確認できる書類		○
⑩代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）		○
⑪役員名簿（役職名、氏名が記載されたもの）		○
⑫会員名簿（氏名、事業者の場合は事業所名が記載されたもの）		○
⑬事業の実施を承認した総会等の議事録		○
⑭活動実績を表す書類（任意）		○
⑮その他市長が必要と認める書類		

※1 事業所所在地、団体代表者の住所が豊中市以外の場合は、所在する市区町村の発行する未納のない証明書（市区町村において未納のない証明書の発行がない場合は直近年度の市民税の納税証明書）をご提出ください。

(2) 申込期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から 先着順で 5 者を目安として、予算の上限に達するまで受付します。（受付時間は、土・日曜日、祝日は除く、午前 9 時から午後 5 時 15 分まで）

ただし、上限に達していない場合であっても令和 9 年 1 月 29 日（金）に申込期間を終了します。

(3) 申込方法

上記（1）の提出書類を、豊中市 産業振興課（8. 問合せ・郵送先を参照）まで、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

※提出された書類の返却には原則応じませんので、事前にコピー等ご対応ください。

※郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

5. 審査等の流れ

(1) 審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査を実施します。

(2) 交付決定

市で申込内容等を審査し、決定します。

(3) 審査結果・公表

審査結果について、書面にて通知します。

審査内容に関するお問合せについては応じられません。あらかじめご了承ください。

(4) 事業の実施・報告

対象事業の交付決定後、令和 9 年 3 月 31 日までに（事業実施期間中に）事業を完了させ、完了後は、速やかに市へ実績報告書等を提出してください。

※ 対象となる経費は、交付決定日以降に発生し、令和 9 年 3 月 31 日までに（事業実施期間中に）完了する対象事業に係る経費に限られます。

(5) 精算・支払い

補助金は精算払いとなります。対象事業の完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただきます。実績報告書等を確認させていただき、経費を精査した後、補助金を交付します。

6. 補助事業者の義務

- ① 交付決定した事業については、補助金活用事例の紹介及び事業の PR のため市ホームページにて主催者名、イベント名称、実施内容等について公開します。
- ② 補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ③ 補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ④ 事業実施後の効果検証や今後の施策展開における企画・立案の参考とするためのアンケートへの回答等にご協力をお願いします。
- ⑤ 補助事業の実施状況の確認及び成果の公表のため、市は補助事業者に対し現地調査及び実施状況の聞き取り調査等をする場合があります。この場合において補助事業者は調査及び成果の公表に協力するものとします。

<問合せ・郵送先>

豊中市 都市活力部 産業振興課（第一庁舎 5階）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-2188

Mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

開設時間：平日 9時から 17時 15分まで